

※ 2016年7月25日掲載版からの修正箇所を下線で示しております。

	質問	回答
Q1	「浄水」は適応に該当する事業と考える事が出来るか？	浄水事業も適応活動に該当します。
Q2	本調査事業は日本の技術が対象と理解するが、日本メーカーによる海外へのODM (Original Design Manufacturing) も対象となるか？	日本メーカーによる海外へのODMでも問題ありません。
Q3	本調査事業において、日本事業の海外法人が申請者になる事は可能か？ 或いは、本社 (日本) が申請を行い、海外法人へ再委託する事は可能か？	申請者 (代表団体) は、日本法人である必要があります。海外法人への再委託は可能ですが、代表団体との再委託に係る契約締結や代表団体による委託金確定検査等に対応可能である必要があります。
Q4	本FS調査事業は平成24年度より実施されているものであるが、これまで採択された案件と類似の技術を採用する事業を応募してもよいか？	応募可能です。
Q5	1件あたりの予算規模「800万円程度」は、税別か税込か？	税別です。
Q6	ヒアリング対象、また、採択候補事業の確定時期はいつになるか？	ヒアリング対象となる申請者には可能な限り早くご連絡致します。また、採択候補事業の提案者には、審査委員会の開催翌日 (8/19金) もしくは、翌週明けにはご連絡致します。
Q7	審査基準「(B)事業性に係る評価」に記載する事業計画・収支計画とは、申請者側のものか、それとも途上国側のものか？	申請者の提案する事業における事業計画・収支計画です。
Q8	審査基準「(B)事業性に係る評価」の審査項目からは、調査終了後の事業化が必須と読み取れる。一方、「(D)本公募事業に期待される効果に係る評価」の審査項目からは、そこまで要求されているとは読み取れない。事業化後の現地側の裨益はどう評価されるのか？	審査基準(B)と(D)は内容が異なります。実現可能性調査の終了後は、事業として成立することを前提としているため、しっかりとした事業計画を立てていただく必要があります。審査基準(D)については、提案されている事業内容が現地側の適応のニーズに応えるものであるか、また事業実施により期待される効果を記載して下さい。事業性が良いかどうか、という点のみが評価対象となるわけではありません。
Q9	審査基準「(B)事業性に係る評価」において、A国で効果があれば、B国においても効果がある、という評価をしていいのか。	事業性の評価においては、他国への横展開による効果も重要な要素の一つであるので、そのような評価をして頂いて問題ありません。
Q10	事業対象国 (相手国) の抱える脆弱性・課題について、気候変動の脆弱性に加え、ガバナンス等、相手国がもともと持っている脆弱性についても加味するべきか。その点はどのよう評価されるのか。	適応活動は対象となる分野が幅広く、気候変動の影響も一様ではありません。なぜそれが適応対策といえるのか、また、相手国のニーズに合致している、どのように課題解決につながるのかもご説明下さい。
Q11	コンソーシアムの定義に記載されている「委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託 (業務請負契約や外注契約等も含む) することがないように…」の「第三者」とは、コンソーシアム以外の団体のことでしょうか。	コンソーシアム外の団体への再委託 (業務請負契約や外注契約等も含む) について、委託費の5割以上となることがないようにして下さい。
Q12	技術を持っている企業とコンサルタントがコンソーシアムを形成する場合、どちらが主体となればよいのか。	応募資格に「実施主体者は、本委託事業終了後に対象地域において事業実施の意思を持っている必要があります」があり、技術を持っている企業が代表団体として申請頂くことが適当ではありますが、コンサルタント企業が代表団体となることを妨げるものではありません。
Q13	経費支出について、「機器等の国外への輸送に関する支出は計上できません」とのことだが、代表企業が生産・販売している機器を使用する場合は原価で計上すれば良いのか。	機器等の購入は認められませんが、自社リース(原価想定計上)は可能です。金額の妥当性は、別途、個別に確認させていただきます。
Q14	調査において使用する水の浄化剤等の消耗品について、原価 (自社製品) を計上して良いか？	本調査の実施に必要な物品であって、当該調査のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費は計上可能です。詳細は、「委託事業事務処理マニュアル」にてご確認下さい。
Q15	海外にある企業が技術を持っていて、国内企業がそこに投資して合併で事業を進める場合、投資比率や決定権等に制限はあるか？	本調査のご提案においては、特にそのような制限はありません。
Q16	本調査に使用する機器について、自社製品リースする場合の費用は計上可能か？	自社製品をご使用なさる場合は、原価で計上いただければ、計上可能です。
Q17	調査対象国におけるビジネス展開を前提に、日本国内でチェーン展開しているものを、自社の現地法人でも展開させたいと考えているが、可能か？	相手国の適応ニーズに合致しているものであれば、対象となります。
Q18	中長期でのビジネス展開が前提となっているのか？	少なくとも5年程度は継続するビジネスに繋がって欲しいと考えます。日本企業・団体による「ビジネス」という形で、継続的に途上国の適応課題に貢献していくことを期待しています。
Q19	審査基準の(A)(B)(C)(D)にそれぞれの配点はどのようにになっているか？	項目ごとの配点は公開しておりませんが、審査基準(B)および(C)が、より重視されると考えます。

	質問	回答
Q20	過去の本事業において採択された案件のリストは公開されているか？	本公募のご案内ウェブサイト ( <a href="http://www.sc.mufg.jp/company/news/inform/info20160707_2.html">http://www.sc.mufg.jp/company/news/inform/info20160707_2.html</a> ) にて、過去の採択案件一覧を掲載致しました。参考資料4をご参照下さい。
Q21	海外のメーカーが試験的に進めている事業で応募したいと考えているが、コンサルタントが代表団体で、海外の現地法人が委託先というコンソーシアムは可能か？	代表団体との間での契約等事務処理が可能であれば、海外の現地法人でもコンソーシアム形成可能です。
Q22	昨年度までの本事業と今年度の違いはあるか？	昨年度公募との大きな違いはありません。特に、現地側の適応ニーズに合致しているか、および日本の技術・ノウハウにより適応課題を解決するものであるかという観点が重要となります。これまで農業分野が多かった背景もあり、新たな分野の事業のご提案を期待致します。また、調査実施で終了するのではなく、事業化に向けた計画がしっかりしたご提案を期待致します。
Q23	国際協力機構（JICA）の国別援助方針等と合致する必要があるか？	JICAの国別援助方針との整合は、本調査における審査基準とはなっておりません。
Q24	審査において、世界銀行やアジア開発銀行等の他のドナー機関による既存の事業との重複等の確認は行われるか？	全ての案件について他機関事業との重複を確認するものではない。類似事業の提案であっても、他国への横展開等、さらに推進が期待出来るものであれば、採択もあり得ます。緑の気候基金（GCF）では、資金の半分を適応事業に充てることになっており、GCF等に繋がられる事業などは魅力的と考えます。
Q25	事業を進める上で必須となる「気象データ」「農業データ」等のデータ購入費用について、「その他諸経費」に計上することは可能か？ 現地の政府機関からデータを購入する際に、数十万円程度かかる見込みである。	本調査の実施に必要であり、当該調査のみのために使用されることが特定・確認できるものであれば経費は計上可能です。詳細は、「委託事業事務処理マニュアル」にてご確認ください。
Q26	コンソーシアムの代表団体としてコンサルティング会社、参加団体として事業会社を想定しており、事業会社は人件費は不要、旅費等は本事業で計上することを想定している。また、事業会社の事務負担をなるべく減らしたいと考える。代表団体が参加団体と委託契約を結ぶ際、委託費は0とし、参加団体の旅費等の実費は、代表団体が負担する。という契約内容でも問題ないか？	コンソーシアムの参加団体の費用のうち、人件費は計上せず、旅費のみを事業費として計上することは問題ありませんが、代表団体と参加団体との間で、どちらの旅費規程に従うか等、事業会社に対する代表団体の取扱いを整理して下さい。
Q27	「価格競争性を確保するための戦略」とは具体的に何を指すのか。例えば、農産物製品の販売事業であれば、対象商品作物の販売価格の優位性を確保するための戦略ということか。	ご理解のとおりです。
Q28	コンソーシアムの代表団体でプロジェクトリーダーを務める者が出張のため、ヒアリング対応の調整が難しい。スカイプ等のオンラインでのヒアリング参加は可能であるか、もしくはコンソーシアムの参加団体のみが対応することが可能か。	スカイプ等のオンラインでのヒアリングへの参加は出来ません。ヒアリングへは、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の参加を必須としておりますが、止むを得ず都合がつかない場合は、代表団体よりプロジェクトリーダーの代理、および、コンソーシアム参加団体より副総括事業代表者（サブリーダー）のご参加をお願い致します。
Q29	予算規模800万円以上の積算となった場合は、どのような扱いとなるか。	予算規模は、1件当たり800万円程度を目安としております。これを超えたことにより不採択となることはありませんが、契約交渉において、調整をお願いする場合があります。
Q30	様式2の公募提案書枚数について、見やすさのため、提案書に表紙・目次を付けて作成しているが、10ページ以内に、表紙および目次は含まなくてよいか。	表紙・目次のページは、ページ数の制限には含みません。
Q31	様式6,7の「本プロジェクトへの専従度合い」について、各リーダーが最低限確保すべき時間等の指標があるか。	従事時間数の指標は特段設定してありません。ご提案の事業を円滑に遂行するために必要な時間数を手当下さい。
Q32	様式3の積算書の記載について、コンソーシアム参加団体と協力団体の経費（委託費）は「3.再委託費」に総額を記載することで間違いはないか。	コンソーシアム参加団体の経費につきましては、様式3の「3.再委託費」に、それぞれ記載下さい。協力団体については、実施する業務内容によっては、再委託ではなく、外注となる場合もあります。適宜ご判断の上、積算下さい。
Q33	代表者役職につき、社長でなくともよいか。基準があれば教えて欲しい。	部門等の代表の方ではなく御社を代表する方（社長等）を記載いただきますようお願いいたします。
Q34	作成要領の1頁目に、「様式1から様式9まで順にページ番号を付けてください」とあるのは、様式1から様式9まで通し番号で振る、という意味で間違いはないか。	作成要領の記載に誤記がありました。様式2から様式8まで順にページ番号をつけて下さい。
Q35	作成要領の1頁目に、「副本6部は両面印刷で申請書の左側2箇所をホチキス止めしてください」とあるが、様式1～様式9の全部をまとめてホチキス止めするという意味か。その場合、様式9も綴じ込んでしまうことになるが、問題ないか。	作成要領の記載に誤記がありました。様式2から様式8をまとめてホチキス止めして下さい。様式1および様式9は1部（正本）のみご提出下さい。
Q36	事業成果報告書等の印刷製本について、成果報告書はくろみ製本版で間違いはないか。また、印刷部数は何部か。	成果報告書は、印刷製本（紙媒体）での納入は不要です。
Q37	様式8の概要（2）について、「今期末」の売上等の数値が現時点で出ていない場合どうしたらよいか。	「今期末」については、現時点での見込みの数値をご記入下さい。